

## 秋田県育成経営体の公募・公表に関する実施要綱

令和2年2月19日 森 - 2545

改正 令和8年4月1日 7林産 - 1018

### (公募・公表の目的)

第1 この要綱は、「林業経営体の育成について(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)」に基づき、森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体を育成し確保することが重要であることから、このような林業経営体への育成及び確保を図る経営体(以下「育成経営体」という。)の募集及び公表を目的とする。

### (要件)

第2 育成経営体とは、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得することなどにより相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す経営体であり、次の各号の要件を満たすものとする。

なお、育成経営体は、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

- (1) 秋田県内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものであること。
- (2) 秋田県内に主たる事業所を持ち、別に定める「登録基準」に適合していること。

### (応募)

第3 育成経営体に応募しようとする林業経営体(以下「申請者」という。)は、申請書及び別に定める添付書類を知事(当該申請者の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長(以下「振興局長」という。))に提出するものとする。

### (登録)

第4 振興局長は、申請者が、第2の要件に適合している場合は、秋田県育成経営体名簿に登録するものとする。

- 2 秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要綱第6により登録された林業経営体は本実施要綱に基づく秋田県育成経営体の登録を受けたものとみなす。

(登録の申請)

第5 第4の登録を受けようとする申請者は、次に掲げる ~ を記載した様式1 - 1、1 - 2による申請書を、振興局長に1部提出するものとする。

基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)

雇用の状況

技術者・技能者の数

林業機械の保有状況

生産量の増加又は生産性の向上

生産管理又は流通の合理化等

造林・保育の省力化・低コスト化

主伐後の再造林の確保

生産や造林・保育の実施体制の確保

伐採・造林に関する行動規範の策定等

雇用管理の改善及び労働安全対策

コンプライアンスの確保

その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の認定を受けた林業経営体(「認定事業主」という。)である場合は次の ~ に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

登記事項証明書

納税証明書

労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書

森林所有者や請負事業者との契約の際に取引条件を明示した契約書等の写し

行動規範を作成している場合は、その写し

その他知事が定める書類

3 振興局長は、必要に応じ申請者に対して情報提供を求めることができる。

(登録の実施)

第6 振興局長は、第5による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、様式2の秋田県育成経営体名簿にその内容を登録するものとする。

2 振興局長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式3により登録申請者に通知するとともに、様式4により農林水産部長に報告するものとする。

(登録の有効期間)

第7 第6第1項の登録の有効期間は5年とする。ただし、秋田県育成経営体名簿に登録された林業経営体(以下「登録経営体」という。)が第5第2項により書類の提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき認定された改善計画と同期間とする。

(変更の届出)

第8 登録経営体は、第5第1項の に掲げる事項に変更が生じたときは、様式5により振興局長に届け出るものとする。

2 登録経営体は、第5第1項の から に掲げる事項に変更があり、秋田県育成経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更する場合は、様式6に第5で規定する書類を添付し振興局長に届け出るものとする。

3 振興局長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認められるときは、その届出があった事項を秋田県育成経営体名簿に登録するものとする。

4 第8第1項及び第8第2項の規定による登録については、第6の規定をそれぞれ準用する。

(育成経営体名簿の公表等)

第9 知事は、秋田県育成経営体名簿(様式1-2、2)を県公式サイト「美の国あきたネット」で公表するものとする。

(実施状況報告)

第10 登録経営体は、様式1-2に記載した目標に対する毎年の実施状況について、様式7-1、7-2により毎年事業実施終了後3ヵ月を超えない日まで振興局長に報告するものとする。

(登録の取消)

第11 振興局長は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合

登録経営体からの申出があつた場合(様式8)

登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合

その他知事が取消の必要があると認める場合

2 振興局長は、前項の規定による登録の取消をしたときは、その旨を様式9により登録経営体に通知するものとする。ただし、前項の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合は除く。

(移行措置)

第12 「秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する実施要領」(平成30年2月26日付け森-2085)に基づき、林業経営体名簿に登録された林業経営体については、令和元年度末までを期限とし秋田県育成経営体とみなすことができるものとする。

附則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

2 「秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する実施要領」(平成30年2月26日付け森-2085)は令和2年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

参考 登録申請書提出先

地域	提出先	住 所	電話
鹿角	鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	鹿角市花輪字六月田 1	0186-23-2275
北秋田	北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1445
山本	山本地域振興局農林部森づくり推進課	能代市御指南町 1-10	0185-52-2181
秋田	秋田地域振興局農林部森づくり推進課	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3381
由利	由利地域振興局農林部森づくり推進課	由利本荘市水林 366	0184-22-8351
仙北	仙北地域振興局農林部森づくり推進課	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-6113
平鹿	平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	横手市旭川一丁目 3-41	0182-32-9505
雄勝	雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-5111